

平成 26 年度統計法施行状況審議の進め方について

平成 27 年 6 月 25 日
基本計画部会

1. 基本的な考え方について

- 本審議は、統計委員会が、統計法第 55 条の枠組みの中で、各府省の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）への取組など法の施行状況について、客観的な評価・検証を行った上で、必要に応じて取組の再検討、更なる促進等を推進するために実施するものである。
- 昨年度同様、従前より行ってきた基本計画への取組状況などの評価と、未諮問基幹統計の確認の 2 つを主要な審議活動とし、前者を年度前半、後者を年度後半に実施する。
- 基本計画への取組状況などの評価については、今回は審議の対象が第Ⅱ期基本計画の計画期間初年度の取組であり、各省の取組も端緒の段階であると思われることから、取組を網羅的に精査するのではなく、平成 26 年度に取り組むこととされている事項を中心に重要事項を絞り込んで審議をする。

2. 基本計画への取組状況等に関する具体的な審議の進め方について

(1) 全体的な流れ

- 6 月の基本計画部会において審議の進め方及び審議事項の概要を決定し（最終決定は 7 月）、7 月から 9 月までの間で実質的な審議を行い、9 月末（遅くとも 10 月初）までに審議結果を取りまとめる。

(2) 審議事項について

- 対象年度が基本計画の計画期間初年度であり、各府省も取組の端緒の段階であることを踏まえ、次の 2 点を審議する。
 - ① 基本計画への取組状況のうち、担当府省が実施済あるいは実施困難の結論を出しているとみなせる事項（実施時期が「平成 26 年度末まで」となっている 4 つの事項を全て含む）について、各府省の取組状況について評価する。

- ② その他、平成 26 年度に取り組んだ事項の中で、委員が本年度の審議で重点的に確認しておくべきと考える事項について、26 年度における取組状況や今後の見通し等を精査し評価する。

—— ②の対象とする審議事項については、例えば、1) 政策運営、国民にとって合理的な意思決定等の観点から統計整備の重要度の高い課題、2) その事項が実現したときの政府全体の統計整備における効果が大きい、あるいは広範に及ぶ課題、といった観点から判断する。

(3) 審議体制、審議方法

- 審議体制については、①平成 26 年度は、基本計画の初年度であり、まだ未着手の課題も少なくなく、実施済（あるいは実施困難）等の判断ができる事項は少ないと考えられること、②審議事項が多くはならないことが想定されるため、委員全員が議論全体を把握しながら審議に参加できることが望ましいこと、から、基本計画部会本体のみとする。
- 審議は、上記（2）に記載の審議事項に関し、必要に応じて、関係府省からの追加の提出資料や関係府省に対するヒアリング等を通じ、取組状況や今後の見通し等を精査するという方法で実施し、結果を取りまとめる。

(4) 審議スケジュール（案）

（別紙 1 参照）

3. 未諮問基幹統計の確認に関する具体的な審議の進め方について

- 6 月の基本計画部会において審議の進め方を決定し、10 月に具体的な審議スケジュールを決定した後、11 月から翌 1 月までの間で実質的な審議を行い、2 月末を目途に審議結果を取りまとめる。
- 昨年 10 月及び 11 月の第 53 回及び第 54 回基本計画部会で決定した、未諮問基幹統計の確認に対する取組方針及び確認スケジュールに基づき審議を行うことを基本としつつ、その後の諮問・答申の状況を踏まえ、対象となる統計の所管府省等にも確認をとって、具体的な審議スケジュールを確定する。
（第 54 回基本計画部会で決定した確認スケジュールは別紙 2 参照）

平成 26 年度統計法施行状況に関する審議スケジュール想定

1. 基本計画への取組状況等に関する審議スケジュール

(表略)

2. 未諮問基幹統計の確認のスケジュール

	統計委員会	基本計画部会
6月25日(木) 10:00~12:00	(略)	・確認の進め方を決定
10月	(略)	・確認の進め方を再確認 ・具体的確認スケジュールを決定
11月	(略)	・具体的確認(1回目)
12月	(略)	・具体的確認(2回目)
平成28年 1月	(略)	・具体的確認(3回目)
2月目途	・「審議結果報告書(未諮問基幹統計確認関連分)」(案)を審議、決定	・「審議結果報告書(未諮問基幹統計確認関連分)」(案)を審議、決定

(表略)

※ 本日(10月26日)の基本計画部会の資料1の改定前の表